各都道府県介護保険担当課(室) 各保険者介護保険担当課(室) 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介護保険 最新情報

今回の内容

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証 (特例措置対象者)の記載例について 計2枚(本紙を除く)

Vol. 336

平成25年7月12日

厚生労働省老健局介護保険計画課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきます ようよろしくお願いいたします。

連絡先 TFI: 03-5253-1111(内線 2164)

FAX: 03-3595-4010

事 務 連 絡 平成 25 年 7 月 12 日

各都道府県介護保険主管部(局) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証(特例措置対象者)の 記載例について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御配慮を賜り、 厚く御礼申し上げます。

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者 負担額軽減制度については、「「低所得者に対する介護保険サービスに係る利 用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正について」(平成25年5月 24日付け老発第0524第5号厚生労働省老健局長通知)により、平成25年8月 1日施行の生活扶助基準等の改正に伴う特例措置をお示ししているところです。 これに関しては、現行の「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」の様式 を活用しつつ、減額割合については特例措置の記載をしていただくことになり ますが、参考に記載例を別添のとおり作成致しましたので、御了知の上、管内 市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む)及び管内社会福祉法人等 に対して周知方よろしくお願い致します。

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証ー特例措置対象者の割合の記載例ー

(表 面) (裏 面)

刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

この証を添えて

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証							
	(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)						
交付年月			甲成 平成	年	月	月	
確認番号							
受給者	住	所					
	フリガナ						
	氏	名				·	
	生年月日		明治・大正	• 昭和	年 月 日	性別	男・女
介護任	呆険被保	保険者番号					
(被保険者のみ記載)							
適用年月日			平成	年	月	日から	
有効期限			平成	年	月	日まで	
海	越額 割	割 合	/100 (居住費については 100/100)				
発行機関名 及び印							

活介護、 返してください たとき、又は減額確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に は食費及び居住費に限る)が、表面に記載されている減額割合により減額されます。 能型居宅介護、 護福祉施設サー 時対応型訪問 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、心してください。また、転出の届出をする際には、この証を添え 前記のサ 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、 この確認証は、 介護予防認知症対応型通所介護、 ・ビスを利用した場合、 ビス、 ピ 都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です スを受けるときは、 介護予防訪問介護、 夜間対応型訪問介護 利用者負担額(日常生活に要する費用につい 必ず事前 介護予防通所介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護です。 認知症対応型通所介護、 減額措置の要件に該当しなくなっ この 確認証を事業者に提出 介護予防短期入所生

リービス、介 小規模多機 足期巡回・随

この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。 発行機関名及び印の項内には、事業実施主体である市町村の市町村コードを記載すること。